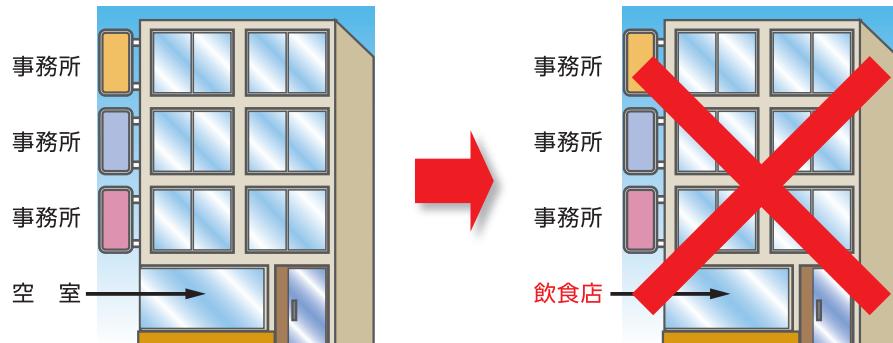


大阪市消防局からのお知らせ

知らない間に消防法違反に!?

テナントの入居や建物の増改築により、知らない間に消防法違反となっている場合があります。
これらをお考えの方!まずは **消防署に相談** してください。

★消防法違反の例



事務所ビルの空テナントに不特定多数の方が利用する飲食店や物品販売店舗などが入居すると、自動火災報知設備が必要となる場合があります。

★必要な届出

店舗や事務所等を新たに始める場合、「**防火対象物使用開始(変更)届出書**」を使用開始する7日前までに管轄の消防署へ届け出る必要があります。



大 阪 市 消 防 局

協賛 一般財団法人 大阪消防振興協会

★消防法に違反した場合

1 違反建物を公表します

消防局ホームページに建物の違法情報を掲載し、建物の危険性をお知らせする場合があります。



2 行政処分の対象となります

消防法に基づく命令や告発による罰則を受ける場合があります。また、命令を受けると建物の出入口に危険を知らせる標識が設置されます。



消防署への相談、届出なく使用を開始した場合、消防法違反に気が付かず、結果的に大切なお客様や従業員を危険な建物に招き入れることになってしまいます!



テナントの入居・建物の増改築をお考えの方
は左のコードを読み取ってアクセス!

● 検索サイトでもアクセスできます

大阪市テナント入居

検索

